

薫風新都「和」で織りなす 美しい小城市

市報 おぎ



Vol.51



Photo「鯉のぼり（牛津町）」

平成21年
(2009)

5
May

定額給付金・子育て応援特別手当の申請受付中です…………… 2～3

こんにちは！市役所です…………… 4～10

市民病院からのお知らせ…………… 11

まちの話題…………… 12、13

情報いろいろ…………… 14、15

定額給付金の申請受付中です

～申請はお済みですか？～

申請期限は10月6日（火）です。（郵送の場合消印有効）

【対象者】

平成21年2月1日（基準日）において、次の要件のいずれかに該当する方

- ①小城市の住民基本台帳に記録されている方
- ②小城市の外国人登録原票に登録されている方（不法滞在者及び短期滞在者は対象外です。）

【申請者・受給者】

原則として基準日現在での世帯の世帯主となります。（外国人の方は、原則として各給付対象者です。）

【給付額】

世帯単位で合計額を世帯主の方に給付します。

世帯員の年齢	給付額
18歳以下（平成2年2月2日以降の生まれ）1人	20,000円
19歳から64歳まで 1人	12,000円
65歳以上（昭和19年2月2日以前の生まれ）1人	20,000円

【給付方法】

給付対象者人数分の額を、原則として世帯主の口座又は世帯主が指定する代理人（同世帯員）の口座に振込みます。（後日交付決定通知書を送付します。）

申請方法

市役所から世帯主の方へ定額給付金の申請書を郵送していますので、下記のいずれかの方法で手続きしてください。＊申請書が届いていない場合は下記までお問合せください。

1. 郵送による申請

申請書に必要事項（署名、定額給付金振込先口座など）を記入し、※公的身分証明書の写し、振込先口座の通帳の写しを同封の上、返信用封筒で返信してください。



※公的身分証明書とは？

・写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、保険証等

2. 各庁舎受付コーナーでの申請

手続きの際は、下記の必要書類をお持ちください。

＊市役所の開庁日のみの受付（平日午前8時半～午後5時15分）

- ①申請書
- ②印鑑
- ③※公的身分証明書（外国人の方については外国人登録証明書）
- ④振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカード

＊代理申請をされる場合は、世帯主からの委任状欄の記入・押印が必要です。

【問合せ】「定額給付金事業実施本部」（牛津庁舎総務課内）☎63-8817

振り込め詐欺に注意

定額給付金や子育て応援給付金の給付で、ATM（現金自動支払機）手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

少しでもおかしいと思ったら最寄りの警察署（または、警察相談電話#9110）、小城市役所市民課消費生活相談係（相談専用☎72-5667 毎週月・水・金 10時～16時）へ連絡してください。

お詫び

市報4月20日号（P1）掲載の「振り込め詐欺」に注意しましょうの相談専用電話の番号が間違っていました。訂正しお詫び申し上げます。

（誤）☎72-5567 → （正）☎72-5667

子育て応援特別手当の申請受付中です

～申請はお済みですか？～

申請期限は10月6日（火）です。（郵送の場合消印有効）

【対象となる子ども】

平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれで、第2子以降の子どもが対象です。また、平成21年2月1日現在で、小城市の住民基本台帳に記載されている方となっています。

*第2子の判定は、18歳以下の子ども（平成2年4月2日以降に生まれた子ども）の中から年齢順に数えていきます。

【支給先】

支給対象となる子の属する世帯の世帯主で、平成21年2月1日（基準日）現在、小城市の住民基本台帳に記載されている方。

【給付額】 支給対象となる子ども1人につき、36,000円を支給。

【支給例】

Aさん世帯 3.6万円 × 2人 = 7.2万円



手当の対象となる子ども

Bさん世帯 3.6万円 × 1人 = 3.6万円



手当の対象となる子ども

申請方法

- 市役所から4月上旬に対象となる世帯に申請書を郵送しています。
- 申請方法については、定額給付金の申請方法（右ページ参照）と同じです。
- ※小城庁舎での受付はこども課（庁舎2階）までお願いします。

【お願いとお知らせ】

- 4月上旬に対象となる世帯に申請書を郵送していますが、申請書が届いていなかったり、対象となる子どもと第1子が別居していて、同じ人に扶養されている場合などについては支給対象となることがありますので、こども課までお問い合わせください。

【問合せ】 こども課 子育て支援係（小城庁舎） ☎73-8821

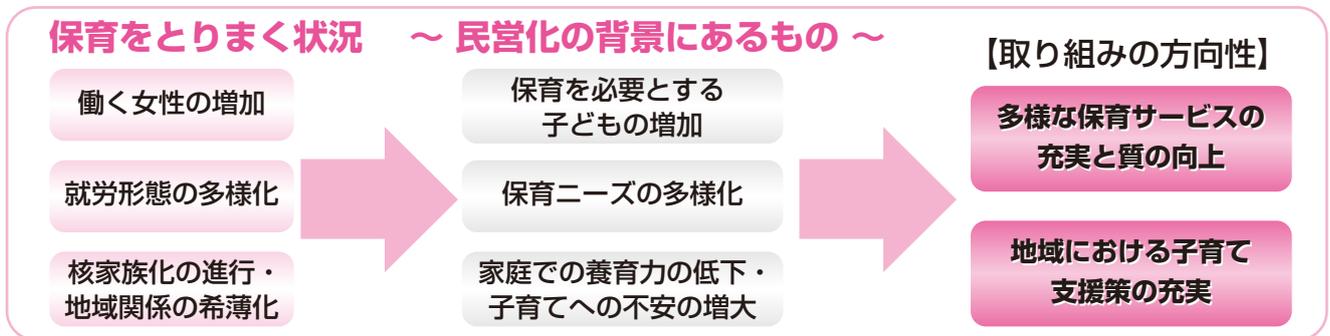
市立保育所の民営化についてのお知らせ

民営化の目的

市では、市全般にわたる厳しい行財政状況を踏まえ、限られた経営資源の中で市民サービスの向上と多様化する市民ニーズに対応できる質の高い行政サービスを提供するため、行財政改革の全庁的な取り組みを展開しています。

保育行政を取り巻く状況については、保護者の就労形態や生活スタイルが多様化する中、子どもたちの健やかな成長と保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、一時保育や延長保育、障害児保育などの保育サービスの充実が重要となっています。また、子育て不安の解消のため、地域と行政との協働による地域子育て支援機能の充実も求められています。

こうした多様な保育ニーズに対応していくため、限られた経営資源の中で、保育サービスの充実、子育て支援をより一層推進していく有効な手法として、民間活力をより積極的、効果的に活用できる市立保育所の民営化を推進していきます。



民営化による効果

- 市立保育所の建設（改修）については、国県からの補助等はありませんが、私立保育所の施設整備については、補助制度があります。この制度を活用する場合、最大で建設事業費の1/2を県、1/4を市が負担して支援をすることができます。
- 柔軟に施設の改修・改築等ができ、保育所入園枠の拡大や定員の弾力化など、保育の充実を図ることができます。
- 私立保育所のマネジメント力やノウハウなどを活用することにより、多様な保育ニーズに柔軟に対応することができます。
- 公立保育所の保育経費を削減することができれば、市の中長期的な財政状況の改善につなげることができます。その中で削減できた財源を市内の子育て支援にきめ細やかな支援体制の拡充が可能となります。
- 公立保育所の保育運営で培った経験などを、私立保育所の保育指導、障害児保育、発達障害児支援等の子育て支援に活用していくことが可能です。

民営化移行計画

- 市立保育所全施設（5園）を民営化の対象としています。民営化移行スケジュール案では、民営化を行う最初の保育園として牛津保育園を挙げています。平成23年には築42年となる建物で、老朽化が進行しており改築など早急な対応が必要となっています。その後、小城保育園→岩松保育園→三里保育園→砥川保育園の順で民営化を進めていく予定です。

※この方針は、「保育所民営化等庁内検討委員会」の決定に基づくものです。推進を所管するのは、教育委員会子ども課になります。

保育所民営化に関する問い合わせについては、子ども課保育園幼稚園係（☎73-8821）までご連絡ください。

国民年金保険料を納めましょう

納めることが難しい場合には・・・



保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによる保険料の免除制度があります。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなるだけでなく、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は免除申請手続きをしましょう。

なお、その際に添付書類が必要な場合もあります。

保険料免除制度には次のようなものがあります。申請が必要ですのでご相談ください。

① 免除申請

保険料の納付が全額免除又は半額免除などの一部免除（一部納付）となります。

■対象者

- ・ 本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下

※一部免除された方については、一部納付額を未納されると、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

② 若年者納付猶予申請

保険料の納付が猶予

■対象者

- ・ 30歳未満の方
- ・ 本人、配偶者の前年所得が一定額以下



③ 学生納付特例申請

保険料の納付が猶予

■対象者

- ・ 学生の方
- ・ 本人の前年所得が一定額以下

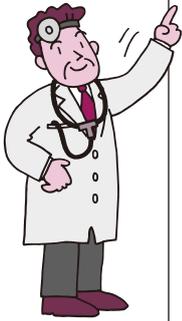


- ①～③の期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格に必要な期間に算入されます。（一部免除については、一部納付保険料を納付していることが必要です。）
- ①の期間に係る老齢基礎年金の年金額は、保険料を全額納付した場合と比較して、一部納付の割合に応じて減額されます。一部納付は、納付すべき保険料を納付されなかった場合は、年金額に算入されません。
- ②、③の期間については、受給資格の必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。
- 将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、①～③の申請をした期間について10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。（保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、早めの追納をお勧めします。

【問合せ】 国保年金課（小城庁舎） 国保年金係 担当 円城寺 ☎73-8802

必ず特定健診を受診しましょう！

【小城市国民健康保険】



特定健診について

医療費が増大するなか、今後皆さんの保険料の負担が増えず、必要な医療が受けられる安定した医療保険制度を守るために、40歳～74歳までの方を対象に実施することが、医療保険者に義務付けられました。

【検査項目】

身長・体重・腹囲・問診・血圧・検尿・診察・血液検査

特に、働き盛りの40歳・50歳代男性の受診率が19%と低い現状です。

もし自分が突然心臓病や脳梗塞で倒れたら…仕事は、家族はどうなるでしょうか？何かあってからでは遅いのです。

今年は是非健診を受けて、自分の健康状態を把握しましょう。



加入保険の種類	受診券の送付	受診方法
○小城市国民健康保険	対象者（40歳～74歳：4月1日時点加入者）の方には【受診券】、【受診票】、【日程表】を5月中旬に郵送します。	①～③のいずれかの方法で受診しましょう。 ①保健福祉センターでの総合健診 ②県内の「特定健診実施医療機関」で12月まで受診できます。（要予約） ③1日人間ドック 市報おぎ6月5日号で詳細をお知らせし、6月から受付を開始します。
○全国健康保険協会（協会けんぽ） ○地方・公立学校・警察市町村共済組合 ○健康保険組合 ○国民健康保険組合	被扶養者の方には、加入されている左記の医療保険者から【受診券】が発行されます。	受診券が届いてから、医療保険者の示す実施方法に基づき受診することになります。 今年から市の総合健診でも受診できます。ただし、受診できない医療保険者がいますので届いた通知でご確認ください。 問合せ先：加入している医療保険者
○後期高齢者医療制度（75歳以上等）	対象となる方で、健診を希望される場合には【受診券】を発行します。 ※ 国保年金課に電話等で申込みをお願いします。	保健福祉センターでの総合健診又は県内の「特定健診実施医療機関」（2月まで）で受診できます。 健診の対象となる方 現在、生活習慣病（高血圧・高脂血症・糖尿病・心臓病・脳血管疾患等）で治療をしていない方

【問合せ】 国保年金課（小城庁舎）担当 松尾 ☎73-8802

三日月・芦刈地区が準都市計画区域に指定されます

7月1日に、三日月地区（県道松尾佐賀停車場線以南の全域）と芦刈地区（全域）が「準都市計画区域」として指定されます。

指定後は、「都市計画法」や「建築基準法」の規定により、新たに次のような規制を受けます。

1. 開発許可制度

建築物、工作物を設置する目的で行う3千㎡以上の開発行為（土地の区画・形・質の変更）については、県知事の許可が必要になります。

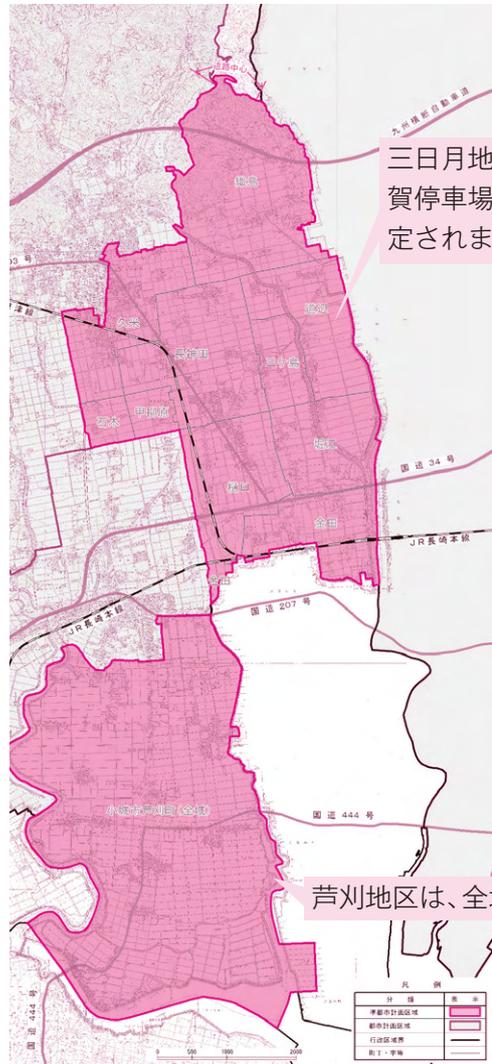
2. 大規模集客施設に係る立地制限

床面積の合計が1万㎡を超える劇場、映画館、店舗等は原則として建築できなくなります。

3. 建築規制の適用

建築物を建築（10㎡以内の増改築は除く）する場合は、建築基準法に基づき、着工前に建築確認申請を県（佐賀土木事務所）等に提出し、「確認済証」の交付を受けなければなりません。また、工事の完了時には完了検査を受ける必要があります。

※詳しい内容については、5月20日号でお知らせします。



三日月地区は、県道松尾佐賀停車場線以南の全域が指定されます。

芦刈地区は、全域が指定されます。

【問合せ】 建設課（芦刈庁舎）まちづくり推進係 ☎63-8825

- ・準都市計画区域の指定・開発許可関係 県まちづくり推進課 計画担当 ☎25-7159
- ・建築基準法（建ぺい率、容積率等）関係 県建築住宅課 建築指導担当 ☎25-7165

有料広告募集中！！

『市報おぎ』を使って、あなたのお店をPRしてみませんか？申込方法など詳細はお問合せください。

- ◆掲載料 縦4.5cm×横8.5cm 10,000円
- 縦4.5cm×横17.5cm 20,000円

【問合せ先】企画課（牛津庁舎）担当：田中
☎63-8803

Email:kouhou@city.ogi.lg.jp

光化学オキシダント（光化学スモッグ）に注意しましょう！



光化学スモッグって？
 光化学オキシダント濃度が高く、空が白く、もやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼びます。

光化学オキシダントって？
 自動車の排気ガスや工場の煙などに含まれる窒素酸化物やVOC（大気中の有機化合物）などが、太陽の紫外線を受けて生成するオゾンを中心とした酸化力の強い物質の総称です。

【注意する時期・季節】

- 春から秋にかけての晴れた日
- 日差しが強く、気温が高く、風が弱い日

このような時は、外出を控えてください。特に、屋外での激しい運動は避けてください。

濃度が高くなると県知事から市町村、マスコミを通じ「光化学オキシダント注意報」が発令されます。

【どのような症状がでるの？】

症状の例

- ・目がチカチカする
- ・目がショボショボする
- ・涙が異状に出る
- ・のどが痛む
- ・せきがでる
- ・胸部に不快感を覚える

こんな時は、

洗 顔 洗 眼 うがい

室内で休息しましょう

症状が回復しない場合は、医師の診察を受けて下さい。

【問合せ】 環境課 環境係（小城庁舎） 担当 山口・松本 ☎73-8803

「参加」「参画」から「協働」へ～始めてみませんか？協働での取組み～ 『市民協働をすすめるための行動指針』を策定

『市民協働をすすめるための行動指針』の策定が完了し、去る3月30日（月）牛津庁舎において小城市市民協働指針策定懇話会（会長本村初磨氏以下8名）から市長に報告が行われました。

この指針を読んでいただき、少しでも「協働」について考え、理解を深めていただければと思います。

※指針については、ホームページでも公開しています。

—協働とは—

「異種・異質の組織」が「共通の目的」を果たすために、「リソース（資源や特性）を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して働く」ことです。

—行動指針とは—

市民、市民活動団体、行政及び企業等それぞれが協働を理解し、取り組みを起こす際の方針として策定したものです。



市長へ報告する、本村会長

策定した内容

- 市民協働をすすめるための行動指針
- 市民協働をすすめるための行動指針ダイジェスト版
- 小城市協働読本

【問合せ】

企画課 市民協働推進係（牛津庁舎） 担当 熊谷・森永
 ☎63-8803 E-mail kikaku@city.ogi.jp

**定員制の検診の
ご予約はお早目に**

5月20日(水)～27日(水)にかけての7日間、芦刈保健福祉センター「ひまわり」で、特定健診とがん検診を同時に実施する総合健診を行います。定員制の検診予約は、お早目にご連絡ください。(健診について詳細は5月の月間健康カレンダーをご覧ください。)

予約(電話)が必要な検診

- ・乳がん検診
- ・歯周疾患検診
- ・骨粗しょう症検診

【申込み・問合せ】

健康増進課 保健予防係

(三日月庁舎)

担当 今泉・松尾

☎73-8822

**5月の夜間納税相談
窓口のお知らせ**

お仕事などで日中の納付が困難な方や来庁できない方のため、毎月第2・第4木曜日に夜間窓口を開設しています。納付のほかに、何らかの理由で支払いが困難、もしくは、

納付が遅れるなどの相談も受け付けます。

電話での相談も受け付けます。お気軽にご利用ください。

【5月開設日】

5月7日(木) 21日(木)

【時間】

17時30分～20時

【開設場所】

税務課窓口

(小城庁舎1階 正面玄関左)

納期内に納めましょう

納税は納期内納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かります。

税の公平を保ち経費を最小限に抑えるためにも、市税は納期内に納めましょう。

【6月1日納期限】

固定資産税	1期
軽自動車税	全期

【問合せ】

税務課 収納対策係

(小城庁舎)

☎73-8810

軽自動車税の減免対象者・申請方法について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳をお持ちの方が所する軽自動車のうち、一定の要件(障害の程度・使用目的等)を満たす場合、軽自動車税の減免を受けることができます。

なお、減免を受けられる車両は普通自動車(県税事務所申請分)を含め一台のみです。

※既に減免を受けている方については、登録事項に変更がない限り、新たに申請する必要はありません。

◆申請期間

5月25日(月)まで

◆申請場所

税務課(小城庁舎)

◆申請に必要な書類

- ・障害者手帳等の各種手帳
- ・運転者の免許証
- ・減免を申請する車の車検証
- ・印鑑(認印で可)

【問合せ】税務課 課税係

(小城庁舎) 担当 友田

☎73-8801

**ペットを捨てることは
重大な犯罪です**

犬や猫などのペットを捨てることは法律により固く禁じられています。

「世話がめんどろになったから」、「言うことを聞かなくなったから」、「子犬や子猫がたくさん生まれたから」など、飼い主の身勝手な理由で、ペットを捨てないでください。

飼い主には責任と義務があり、多くの費用・労力も必要とします。その事も十分に考慮したうえで、家族でよく相談し飼うようにしましょう。



※年1回狂犬病予防注射を受けることは、法律で義務付けられています。最寄りの動物病院で必ず受けてください。

【問合せ】環境課

環境係(小城庁舎) 担当 山口・松本

☎73-8803



消防大会が 開催されました

3月15日に行われた佐賀県消防大会において、小城市消防団女性部の市丸部長が佐城区消防協会（小城市、佐賀市、多久市）を代表して消防団女性部の活動内容や今後の方針などを発表されました。

また、大会の中で20年度の各種消防表彰受章者の披露がありました。小城市消防団の受章者は次のとおりです。

受章者一覧

消防庁長官表彰	前指揮隊長	岩松 一博
日本消防協会表彰	前女性部長	市丸 昭子
	小城分団長	相川 哲朗
	小城副分団長	宮原 義之
佐賀県知事表彰	前副団長	江原 照治
	副団長	岡本 要逸
消防協会表彰	副団長	岡本 要逸
	小城分団長	水町 和久
	小城分団長	諸泉 義人
	前牛津分団長	古賀 政弘



大会の様子

【問合せ】 総務課
消防交通係（牛津庁舎）
担当 相川
☎ 63-88818

小京都「小城」ホテルの里ウォークに3世代で参加しましょう

市では、3世代（祖父母・父母・子）のふれあい事業のひとつとして、5月30日（土）に開催される小京都「小城」ホテルの里ウォークに3世代で参加される家族に記念品を贈呈します。

3世代で参加される家族は、当日受付に申し出てください。なお、祖父母・父母・子がいずれかの方が市内に居住されていることが条件です。

3世代で参加され心地よい汗を流しませんか！



【問合せ】 こども課
子育て支援係（小城庁舎）
担当 柳川
☎ 73-88221

障害福祉サービスの利用料金が変わります

国が定めている障害福祉サービス費用（報酬額）の改

定に伴い、4月から自己負担額があがるほか、地域生活支援事業の利用料も変更になります。

詳細については、担当課または小城・多久障害者相談支援センター、サービス提供事業所にお問い合わせください。

【問合せ】 福祉課
（三日月庁舎）
障がい福祉係
☎ 73-88220

「人権のまど」

「お世話になります」

小城市社会教育指導員
早田 圭吾

市内各地区を訪問している人権学習懇談会が、今年度も今月7日から始まります。

その中で、昨年度はこんなご意見もいただきました。

「最近では、一般的に権利（人権）を主張し、義務を果さない傾向が見受けられます。権利と義務は、対のものであり、機会があれば義務のことも話題にしたらと思う昨今です。」というものです。

5月3日は「憲法記念日」

でした。そこで、日本国憲法の第三章国民の権利及び義務の項をみると、第十条日本国民たる要件は法律でこれを定める（第四十条）までの構成になっています。

そこに、「権利の文字は16回、「義務」の文字は義務教育を含め5回出ていました。国家は主権者である国民を守る」という日本国憲法の理念から、やはり「権利」の数が多いかと考えたことでした。

第12条では、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」とあり、国民の義務、濫用の禁止、利用の責任をしっかりと書いてあります。

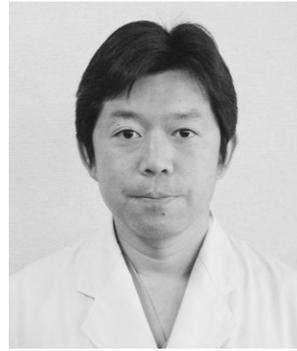
市民の方々と人権について考える学習懇談会を今年度も61地区で開きます。

いのちと暮らしを思う新しい共同体（まち）づくりの視点も描きながら、育ち、育てられを願いつつ…よろしくお願ひします。

市民病院からのお知らせ

病気に際しても開業医の先生方、大学や県病院などの先生方とも連携して、患者様や家族にとって最適な医療を提供できるように十分に話し合い、地域の方々の健康に貢献できるよう努力していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◆福山医師のコメント
平成7年に佐賀医科大学（現佐賀大学医学部）を卒業後、同大病院、唐津東松浦医師会立医療センター、癌研究会附属病院、新古賀病院、古賀病院21、富士大和温泉病院、唐津市民病院きたはたに勤務、内科、特に消化器内科（胃腸科）を専門に従事してきました。内視鏡検査にあたっては苦痛のない検査を心がけ、癌の早期発見、早期治療にも努めています。



福山 浩二 医師

4月1日、福山浩二医師（内科）が小城市民病院に赴任されました。

新任医師の紹介

コンピュータシステムの変更について

市民病院では、患者様の待ち時間の短縮と診察予約システム導入等のため、老朽化したシステムを更新いたしました。

導入直後においては不慣れなこともあり、ご迷惑をかけておりますことを深くお詫びいたします。

今後とも、患者様の利便性向上に心がけて参りますので、お気付きの点やご不明な点がありましたらお気軽に申し付けください。

市民病院敷地内禁煙について

先月よりお知らせしておりますとおり、市民病院では、平成21年7月1日より病院敷地内において全面的に禁煙とさせていただきます。

受動喫煙の防止と健康増進の考えからの敷地内全面禁煙実施に、ご理解とご協力をお願いいたします。



小城市民病院 外来診療担当医表 (平成21年5月11日から)

Information

診療時間 午前 8時30分から12時30分まで (受付は11時30分まで)
午後 2時から4時まで (受付は午後4時まで)

担当医、診療時間が変更になっております。ご注意ください。

内科

	月	火	水	木	金	
午前	予約	菅	黄	相原	佐藤(肝臓)	福山
		尾形	尾形	菅	黄	尾形
	新患	加藤	菅	黄	中村	相原
	循環器			田中		
	呼吸器		小林			
午後	リウマチ			富樫(隔週)		
	肝臓		河口			
	予約	黄	福山	休 診	相原	菅
	新患	黄	福山	休 診	相原	菅
	循環器		田中		田中	

※火曜日 17時30分～19時まで自由診療を行っています。(薄毛・ED)

産婦人科

	月	火	水	木	金
午前	松尾	松尾	松尾	松尾	松尾
午後	松尾	松尾	休 診	福田	松尾
夕方診療		松尾			

※火曜日 17時30分～19時まで夕方診療を行っています。
※手術が行われる日につきましては、午後の診療を休診とさせていただきます。

小児科

	月	火	水	木	金
午前	佐賀大学より	佐賀大学より	佐賀大学より	佐賀大学より	佐賀大学より
午後			休 診		

泌尿器科

	月	火	水	木	金
午前			休 診		
午後		佐賀大学より		高木	

※泌尿器科は4月より火曜日と木曜日の午後のみの診療となっています。

脳外科

	月	火	水	木	金
午後	舟木		休 診		

外科

	月	火	水	木	金
午前	持永	三宅	持永	三宅	持永
午後	三宅	持永	休 診	持永	三宅

※手術が行われる日につきましては、午後の診療を休診とさせていただきます。

*16時以降に受診を希望される方は、あらかじめお電話で診察可能かどうかをお問い合わせください。

時間外受診をされる方へ

急病等での時間外受診の場合は、必ず電話で宿日直医師の担当診療科をお問合せください。専門外の疾病の場合は、診察できませんのでご了承ください。

【問合せ】小城市民病院 ☎73-2161 ホームページ・アドレス <http://www.ogishimin-hp.jp/>

まちの話 題



晴田小学校川内分校106年の歴史に幕

小城市の晴田小学校川内分校の閉校式が3月27日（金）に校庭にて行われました。

明治36年の晴気尋常小学校川内分教場として開校以来、昭和58年の休校までの80年間、述べ10000人を超える児童が学びました。

式には、市長をはじめ市議会議員や地域住民、元教員ら約40人が集まり、当時の思い出話が語られ、最後には校歌を歌い、106年の歴史に幕をおろしました。

今後は、市の青少年育成のため、社会教育施設として利用していきます。



【問合せ】

教育総務課 施設係

（小城庁舎）担当 空閑

☎73-8806

「花守生誕200年」春雨まつりが開催されました



端唄「春雨」を作詞した、旧小城藩の柴田花守をしのぶ「小城春雨まつり」が4月4日（土）に、小城公民館で開催されました。

当日は、長崎検番から17人の芸妓衆が来場し、「春雨」のほか、「ぶらぶら節」や「丸山小唄」などを披露。県内外から集まった約360人の観衆が、芸妓らのあでやかな舞や唄を楽しみました。

※「春雨」…端唄の名作として知られ、花守が長崎遊学の際、料亭「花月」で書いたものです。

小中学校で入学式がありました

4月8日（水）、市内の8つの小学校で入学式があり、465人の新1年生が誕生しました。

砥川小学校で行われた式典では、新入生代表へ通学用の黄色い帽子と新しい教科書が贈られ、在校生は「となりのトトロ」の演奏と歌で、新1年生を歓迎しました。

また、同9日（木）には、市内の4つの中学校でも入学式が行われ、512人の新1年生が中学生としての新たなスタートを踏み出しました。



消防団にニューフェイス誕生



小城市消防団辞令交付式が、4月12日（日）に小城消防署で行なわれ、46人の新団員が入団しました。

辞令交付式終了後に先輩団員から、機材の取り扱い方法や消防団の使命について説明があり、新団員は熱心に聞き取っていました。

※団員は随時募集しています。

【問合せ】総務課

消防交通係（牛津庁舎）

担当 相川

☎73-8818

身近な植物で「草木染め」を体験

牛津公民館が主催する「スキルアップセミナー」が4月22日（水）に行われ、参加者12人が、よもぎで草木染めを楽しみました。参加者は講師の立石さんの説明を聞きながら、思い思いの手法でハンカチなどを染めあげました。



地産地消「よいナスの日」給食



4月17日（金）、市内の幼稚園、小中学校で、県産のナスを学校給食で味わってもらおうと「よいナスの日」給食が実施されました。

これは、「よいナスの日」の4月17日にちなみ、市内で作られるナスについてもっと知ってもらおうとともに、おいしいふるさとナスを味わってもらいたいとの願いをこめて、JAさがのご協力によって実施されたものです。



当日は、芦刈小学校で贈呈式が開催され、子どもたちが、JAさがとなす部会の方たちにお礼の言葉を述べました。

この日の給食は、小城・三日月地区はナスカレー、牛津・芦刈地区はナススパゲッティで、子どもたちは感謝しながらおいしそうに食べていました。

（写真は芦刈小学校）



人間ムツゴロウになってみませんか！

芦刈海岸の約4kmは、世界で唯一の「ムツゴロウ保護区」にされ、自然のままのムツゴロウを間近に見学できます。



また、「干潟体験場」では、実際干潟の中に入って体験もできます。温水シャワーや更衣室も完備するほか、水タビや漕スキーの貸し出しもありますので、仲間同士や子どもクラブ関係で利用してみませんか。

利用可能期間 5月～10月
 使用料 1人あたり300円
 【干潟体験場予約・受付】
 物産販売所「ピヨンタ」
 ☎ 66-10460

ムツゴロウ見学や干潟体験希望の方はホームページのムツゴロウウォッチングカレンダーをご覧ください。

5月の記念日『端午の節句』

5月5日は、「子どもの日」で、国民の祝日にあたります。また、五節句のひとつ「端午の節句」で、男の子の成長を祝い、健康を祈る日です。

市内では、あちこちで鯉のぼりが青空の下で悠然と泳いでいる姿を見かけます。ときには、ゆつくり立ち止まって空を見上げたり、市特産品である鯉料理でも味わってみませんか。



スキルアップセミナー 『食を楽しもう♪』

食の安全や正しい食事の取り方を楽しく学びましょう♪

★簡単お弁当レシピも★

◆日時 5月27日(水) 10時~11時30分

◆場所 牛津公民館 第2研修室

◆参加費 無料

◆締切日 5月25日(月)

【問合せ】牛津公民館 担当(岩本)

☎ 63-8813

農村風景フォトコンテスト 入賞作品展示

昨年募集した「平成20年度農村風景フォトコンテスト」の入賞作品を、下記の通り展示します。

農村風景の魅力いっぱいの写真を観覧して「佐賀の農業・農村のよさ」を感じてみてはいかがでしょうか？小城市内の風景も入賞しています。

◆日時 5月19日(火)~6月1日(月)
10時~21時30分(アイル開館時間内)

◆場所 アイル 光のギャラリー

◆内容 佐賀県内の農村の自然風景、農作業風景、そこに暮らす人々の生活風景、祭事の模様、地域を象徴する風物などの写真展示

【問合せ】

小城市役所 農村整備課 担当(荒木、久原)

☎ 63-8821

佐賀中部農林事務所 農村環境課

担当(土井、井上) ☎ 31-3283

犬と猫の譲渡会を開催します！

新しく犬や猫を飼いたい人や、事情により今飼っている犬や猫を譲りたい人のために「犬と猫の譲渡会」が開催されます。

譲渡会に参加する方は、事前に電話にて申込みをしてください。

◆日時 5月17日(日) 10時から

◆場所 佐賀中部保健福祉事務所

【申込み・問合せ】

佐賀中部保健福祉事務所衛生対策課

☎ 30-1906

身近なところから国際交流！ あなたもホストファミリーに なってみませんか？

佐賀大学では大学に在学の留学生に対し、日本の習慣・風習を体験してもらうため、通年を通してホームステイを計画しています。ホストファミリーとして留学生を受け入れてくださる団体・個人の方はぜひ下記までご連絡ください。

◆日程：土・日・祝日の1、2泊程度

その他詳細についてはお問合せください。

【問合せ】

佐賀大学学術研究協力部国際課 担当(水田)

☎ 28-8166

E-mail

ryugaku@mail.admin.saga-u.ac.jp

旧日本赤十字社救護看護婦・旧陸海軍 従軍看護婦の皆様へ

慰労給付金の支給対象とならない方に内閣総理大臣名の書状が贈呈されます。

希望される方は、下記へ直接請求書類を送付してください。

1 請求することができる方(本人限り)

- ・外地等における勤務経験を有する旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦
- ・慰労給付金の受給資格を有しない方(加算年を含めた勤務期間が12年未満の者)、又は普通恩給を受ける権利を有されない方。
- ・日本国籍を有し、無期又は3年を超える懲役若しくは禁固の刑に処されたことのない方

2 請求書及び添付書類

- (1) 書状に関する請求書
- (2) 勤務期間に関する経歴書
- (3) 請求時の戸籍抄本又は住民票

3 請求期限 平成23年3月31日まで

4 請求書類の送付先及び問合せ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館8F

総務省大臣官房総務課管理室 業務担当

☎ 03(5253)5182

第8回天山アートフェスタ in 小城 酒蔵がアートで満タン！

小城にゆかりのあるアーティストが、古い酒蔵を舞台に様々な作品を発表するアートの祭典、天山アートフェスタを開催します。

毎年恒例のイベントに加え、体験コーナーや作品販売、喫茶コーナーなど盛りだくさんの内容で皆様のご来場をお待ちいたしております。

- ◆日時 5月26日(火)～5月31日(日)
10時～18時(最終日は16時まで)
- ◆場所 小柳酒造高砂本蔵・明治蔵
(小城町上町903)
- ◆内容 ・市内小学校新1年生による
「がんばれ小城っ子絵画展」
・誰でも参加できる「墨文字コンテスト」
(今年のテーマは「蔵」)
・「ミニコンサート」

【問合せ】NPO法人天山ものづくり塾
☎ 090 - 8628 - 2347

「スーパープレミアム小城」商品券を 販売します

小城市では、「定額給付金」の支給に合わせ、小城市内で使える商品券「スーパープレミアム小城」を販売します。

販売価格1万円で、1万2千円分使える商品券です。

- ◆お一人様3セットまで。
 - ◆1回の利用限度額は、72,000円分まで。
 - ◆10,000部(1億円分)を販売し、完売次第終了します。
 - ◆販売開始 5月22日(金)
 - ◆使用期限 8月31日(月)まで
- *使用しきれなかった分の払い戻しはいたしません。

【販売場所及び問合せ】

- ・小城商工会議所 ☎ 73 - 4111
- ・牛津芦刈商工会 ☎ 66 - 0222
- ・小城市商工観光課 ☎ 73 - 8813

Consultation

各種相談

相談名	相談日	場所	時間
健康相談	毎週月曜日	三日月町 ゆめりあ 芦刈町 ひまわり	9:30～11:30
	毎週金曜日	小城町 桜楽館 牛津町 アイル	
行政相談 人権相談 心配ごと 相談	毎月 第1火曜日	芦刈町 ひまわり	13:30～15:30
	毎月 第2火曜日	三日月農村環境 改善センター	
	毎月 第3火曜日	小城町 桜楽館	
	毎月 第4火曜日	牛津公民館	
身障者相談	毎月 第3金曜日	小城町 桜楽館 相談室	10:00～15:00
	毎月 第1月曜日	三日月農村環境改善 センター 会議室	9:00～12:00
	毎月 第3水曜日	牛津町 アイル ボランティアルーム	10:00～12:00
	毎月 第3水曜日	芦刈町 ひまわり 相談室	9:00～12:00
福祉の出張 巡回相談	毎月 第1水曜日	小城町 桜楽館	10:00～15:00
	毎月 第2水曜日	三日月町 三日月庁舎	
	毎月 第3水曜日	牛津町 アイル	
	毎月 第4水曜日	芦刈町 ひまわり	
消費生活 相談	毎週 月・水・金曜日	小城庁舎 消費生活相談室	10:00～16:00

小城ウインドアンサンブル 第6回ファミリーコンサート

- ◆日時 5月24日(日)
開場13時30分 開演14時
- ◆場所 小城公民館 3階大ホール
- ◆料金 無料
- ◆曲目 Let's Swing!、踊りあかそう
私のお気に入り、ルパン三世のテーマ
など(順不同)

【問合せ】小城ウインドアンサンブル 吉田
☎ 090 - 1929 - 0075

住民基本台帳 人のうごき

平成21年4月1日現在(前月比)

人口	>>>	46,451人 (-104)
男	>>>	21,958人 (-73)
女	>>>	24,493人 (-31)
世帯数	>>>	14,731 (+43)

「癒しの道」を歩いてみませんか。
歴史と自然を満喫できる

参加者
大募集

5/18(月)まで

3世代(祖父母・子・孫)で参加の方に
記念品を進呈いたします。
(小城市3世代ふれあい交流事業)



ホタルが舞う小城路を歩こう。

小京都 小城ホタルの里 ウォーク



2009
5/30 SAT
雨天決行

START&GOAL/小城保健福祉センター「桜菜館」

12:00 START
[20kmコース] 受付/11:00~

14:00 START
[10km・6kmコース] 受付/13:00~

平成22年5月

全国名水
サミット
小城市開催

佐賀県小城市

お問い合わせ 小京都「小城」ホタルの里ウォーク実行委員会 小城市役所商工観光課内 TEL0952-73-8813 FAX0952-73-8814 E-mail/hotaruwalk@city.ogi.lg.jp

主催:小京都「小城」ホタルの里ウォーク実行委員会(小城市、小城市観光協会、小城羊羹協同組合、小城商工会議所、小城歩こう会) 後援:佐賀県ウォーキング協会、牛津芦刈商工会

協賛:NPO法人天山ものづくり塾、普茶料理「春香会」、小城町人づくり塾 協力:さがウォーキングクラブ

困ったときはすぐ相談！

小城市では、多重債務・訪問販売・電話勧誘販売・消費者契約などのトラブルについて

消費生活相談を受付けています。困ったときは早めにご相談ください。

消費生活専門相談員による相談を毎週月・水・金曜日の10:00～16:00まで電話・面談にてお受けします。

相談専用電話 ☎72-5667

お問合せは 市民課 消費生活相談係(小城庁舎) 担当 秋野・野口 ☎73-8800 内線2144